

大磯町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約の種類)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約の種類は、次に掲げるもののうち規則で定めるものとする。

(1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの

(2) 経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、複数年にわたり役務の提供を受ける必要があるもの

(契約の期間)

第3条 前条各号に掲げる契約の期間は、5年以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、第2条第1号の契約にあつては物品を借り入れる日が、同条第2号の契約にあつては役務の提供を受け始める日が、令和3年4月1日以後である契約から適用する。

令和2年11月30日提出

大磯町長 中 崎 久 雄